

# 労働保険に係る証明について

## 労働保険証明願いの取扱いの変更について

沖縄労働局管内で成立している労働保険（保険番号が47から始まる労働保険）につきまして、これまで労働局、監督署、安定所（以下「労働局等」という。）に申請された「労働保険証明願」に基づき労働局等において証明書を交付していましたが、その内容については、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）（以下「申告書」という。）及び労働保険料等の領収証書（以下「領収書」という。）によって証明できるものであり、これらを活用することで労働局等へ来庁いただくことが不要となることから、令和4年3月1日から下記のとおり取扱いを変更いたしましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 労働保険の加入や保険料の納付については、各事業場に保管されている「申告書」及び「領収書」によって証明できるものであることから、これらを労働保険証明書に替えることとし、原則労働局等での証明書の交付は廃止いたします。
- (2) 労働保険事務組合委託事業場については、委託している事務組合が労働保険の証明を行なうことができます。なお、事務組合からの証明が得られない場合、労働局等に相談してください。（参考 [労働保険事務組合とは？](#)）
- (3) 労働局等で個別に加入している事業場が、申告書及び領収書を紛失した場合は、労働局等において従前のとおり証明書を交付します。  
なお、申告書及び領収書は上記のとおり労働保険の証明資料として使用できることから、適切な保管をお願い申し上げます。
- (4) 労働保険料の口座振替をご利用いただいている事業場は、「領収書」に替えて、「口座振替結果のお知らせ」を証明資料としてご使用願います。
- (5) 労働保険料を電子納付する場合は、領収書が発刊されませんので、電子申請後に領収書が必要な場合は郵送された年度更新申告書から領収書を切り離し、従来どおり金融機関等で納めて下さい。

なお、公共工事発注機関に対しても制度の変更については、周知しておりますので公共工事発注機関に対しては、労働保険証明ではなく、申告書及び領収書等をご提出いただきますようお願い申し上げます。

## 1 申告書及び領収書等を紛失した場合

## 2 特定技能外国人関係申請にあたっての労働保険料等納付証明書について

### **1 申告書及び領収書等を紛失した場合**

申告書及び領収書等を紛失した場合にご利用ください。

様式「労働保険証明願」に必要事項を記入のうえ、下表の「提出先」のいずれかへ郵送又は持参により証明申請を行うことができます。

#### 様式「労働保険証明願」

(1) 郵送による証明申請の場合必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、申請してください。

専用システムにより確認できましたら、下表の「証明者」が証明のうえ、専用システムで把握している住所（事業所在地）あて郵送いたします。

(2) 持参による証明申請の場合

(ア) 証明申請を行う者の代表者の押印がある場合

窓口でお待ちいただく間に確認できましたら、下表の「証明者」が証明のうえ、窓口で交付いたします。

(イ) 証明申請を行う者の代表者の押印が無い場合

必要額の切手を貼付した返信用封筒を添付のうえ、申請してください。

確認できましたら、下表の「証明者」が証明のうえ、専用システムで把握している住所（事業所在地）あて郵送いたします。

提出先	証明者
沖縄労働局 総務部 労働保険徴収室	沖縄労働局労働保険特別会計歳入徴収官
沖縄労働局管内 各労働基準監督署	○○労働基準監督署長
沖縄労働局管内 各公共職業安定所	○○公共職業安定所長

### **2 特定技能外国人関係申請にあたっての労働保険料等納付証明書について**

特定技能外国人関係申請にあたっての労働保険料等納付証明書はこちらをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03993.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03993.html) (厚生労働省ホームページ)